

令和 2 年度景観まちづくりの活動実績について

1 審議会等の開催

(1) 豊島区景観審議会

開催回数	3 回 (6 月、12 月、3 月)
委 員	20 名
主な議案	< 景観計画の一部改定 > ・「池袋駅西口周辺景観形成特別地区」の指定 < その他 > ・景観資源の指定

(2) 豊島区景観審議会デザイン検討部会

開催回数	5 回 (6 月、8 月、11 月、12 月、3 月)
部 会 員	6 名
主な議案	・景観事前協議 (詳細は後述) ・その他、景観審議会議案に係る検討状況の報告等

2 景観計画の一部改定

(1) 池袋駅西口周辺景観形成特別地区の指定

- ・特定都市再生緊急整備地域を契機に大きく街が変化している池袋駅西口周辺について、地区計画の改定と併せ、景観形成特別地区の区域拡大や景観形成基準の充実を図るとともに、地区計画及び景観計画のそれぞれで規定されていた建築物の外壁の色彩に関する制限を景観計画による制限に一本化した。

(2) 景観審議会に諮問 (本日) 以降の予定

- 令和 3 年 3 月 24 日 豊島区景観審議会に諮問
- 令和 3 年 3 月 25 日 豊島区都市計画審議会に諮問
- 令和 3 年 6 月 1 日 景観計画の変更を告示



凡例	
	池袋駅西口周辺景観形成特別地区
	北口繁華街エリア
	公共施設等集積エリア
	商業住宅共存エリア
沿道 エリア	劇場通り・アゼリア通り
拠点 ゾーン	池袋駅西口再開発検討区域
	再開発検討区域周辺

3 景観条例に基づく事前協議及び景観法に基づく行為の届出

- ・景観形成に影響を及ぼす一定以上の建築等の行為について、景観計画に適合した内容であることを確認するとともに周辺環境との調和に向けた協議を行った。

	景観事前協議				行為の届出・通知		
	建築物	工作物	開発行為	屋外 広告物	建築物	工作物	開発行為
30 年度	46 件	1 件	1 件	57 件	47 件	1 件	1 件
元 年度	47 件	3 件	2 件	57 件	48 件	3 件	2 件
2 年度	55 件	0 件	2 件	47 件	52 件	0 件	2 件

※屋外広告物は事前協議のみ。※景観事前協議から行為の届出までは30日以上の期間あり。

	景観アドバイザー会議	デザイン検討部会*
30 年度	43 件	2 件
元 年度	43 件	7 件
2 年度	50 件	6 件

※上記内容は令和3年3月23日時点

※デザイン検討部会案件：高さ45m以上または延べ面積10,000㎡以上の建築物、

都市開発諸制度を利用する建築物、区が整備する一定規模以上の公共施設

4 景観啓発

(1) 豊島区景観資源の指定

- ・豊島区景観条例第26条に基づいて、区民等に親しまれ、地域を特徴付ける景観を形成しているものとして、平成30年度に募集した景観百選から「門と蔵のある広場および旧丹羽家腕木門」「私の庭みんなの庭」「大塚駅南口駅前広場（トランパル大塚）」の3件を豊島区景観資源に指定した。

(2) としままるごとミュージアム展示

- ・区民の景観に対する更なる意識向上を目的に、としままるごとミュージアム（庁舎6階廊下）にて景観まちづくりの取り組み概要の展示を実施した。

展示期間：令和2年10月1日（木）

～令和3年2月25日（木）

